

環境社会配慮助言委員会

第38回 全体会合

日時 平成24年8月5日（月）14：30～16：37

場所 JICA本部 2階229会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

柿岡 それでは、時間となりましたので、第38回全体会合を始めさせていただきたいと思ひます。まず冒頭議事に入る前に、前回同様となりますけれども、JICA審査部の人事異動に係るご挨拶を最初に申し上げたいと思ひます。

長瀬 初めまして、私、課長の河野の後任で参りました長瀬と申します。よろしくお願ひいたします。直前はベトナムの事務所に3年9カ月行っておりまして。これからいろいろお世話になるかと思ひますけれども、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

柿岡 では、村山委員長、よろしくお願ひいたします。

村山委員長 それでは、最初は案件概要の説明で、今日は1件です。ラオスの水力発電事業のスコーピング案ということです。では、説明をよろしくお願ひいたします。

若林 それでは、ラオス、セカナム水力発電事業準備調査(PPPインフラ事業)に係るスコーピング案の全体会合資料を説明させていただきます。民間連携事業部の若林でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1枚目から説明させていただきます。

まず、本調査の背景でございますけれども、ラオスにおきましては、近年の経済発展に伴いまして、電力に係るピークの需要ですとか、電力量ともに急増しております。それから、今後とも高い電力需要の伸びが想定されております。

1ページ目をご覧ください。電力需要の伸びでございますけれども、直近の動向ということでございますが、2001年から2010年にかけてこういった推移で伸びてございまして、今後とも高い伸び率が想定されるということで状況でございます。

それから、ラオスという国は、ご承知のとおり、豊富な包蔵水力を持っておりますけれども、大規模な水力発電所の開発がIPP、世銀も含めて行われているところでございますけれども、主に大規模な水力発電所の電力は近隣諸国への電力輸出をIPPが担っているという状況でございますが、一方で国内の電力需要の高まりが見えてきてございまして、それに対応可能な発電所の開発も喫緊の課題となっております。

本事業は、PPPインフラ事業の協力準備調査でございますので、民間事業者からのご提案を採択した格好になりますけれども、提案事業者は関西電力様になっております。関西電力においては、ラオス南部での水力発電所の本件に係る独占開発権を持っております。ラオス側の電力公社、EDLとの間でPDA、プロジェクト開発協定というものを取り交わしてござい

して、それに基づき本事業を推進したいという意向をもっておるところでございます。

位置づけとしてはIPP事業としてJICAの海外当融資制度を活用することで事業性を高めることができる可能性があると考えておりまして、本準備調査での採択も行って実施していきたいというふうに思っているところでございます。

あわせて、関西電力においては、本事業、これは2.で申し上げましたようにラオス国内の電力需要向けということで私ども調査の視点を活用するわけですが、それ以前は輸出向けという想定の実業ということで、もともとはそれに向けての実業化の調査を行っているという経緯がございます。

2枚目に参りまして、本事業の目的と概要でございますが、事業の目的につきましては、ラオス国内の電力においてはIPP事業という位置づけのもと、とりわけ鉱山開発等、電力需要の増大が見込まれるラオス南部に安定した電力を供給するものでございます。

事業の概要として、場所ですけれども、ラオス南側のチャンパサック県のセカタム川におきまして、約470メートルの落差を利用した水力発電所を建設し、最大出力約61メガワット、年間381ギガワットアワーの発電を行うという想定でございます。

ラオス国内への電力供給を行うIPP事業として開発、運営し、ラオス電力公社EDLに電力を供給するという形で、一定の運営期間の後、政府の設備を譲渡するBOT方式の計画を想定しております。

3.事業予定地の状況でございますけれども、左側上はダム付近の現況ということでございます。ラオス国内における位置ですけれども、ベトナムとタイ、カンボジアに挟まれた南側、こちらが発電所の予定地となっております。

もう少し大きくいたしますと、ここは発電所でございますけれども、このPakseというところがこちらに該当いたします。ここが約50キロということで、ここが送電線を敷くということになります。現行系統がこのPakseを通過しているということがありまして、ここから送電線をPakseにつなぐということイメージでございます。セカタム川はこういった形で流れておりまして、この途中にダムを建設するという形の事業を想定しております。

主要な諸元でございますけれども、先ほど若干申し上げましたけれども、細かいところはごらんをいただければというふうに思っておりますけれども、位置関係を改めて確認しますと、発電所はこちらですけれども、導水トンネルがありまして、主ダムがこちら、高さは40メートルを予定しているという形になってございます。そして、湛水地ですけれども、約100万平方メートルの水没を想定しているという格好になってございます。右側は事業予

定地の近況ということでございまして、水圧鉄管の付近がこういった状況になっております。ここの下を水圧の鉄管が通る。それから、発電所付近でございましてけれども、発電所はこのあたり、セカナム川がこういった形に流れている。こういった環境に置かれているということでございます。

本調査の目的につきましては、EDL向けのセカナム水力IPP事業の実施に当たりまして、事業の目的及び効果、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、実施体制、運営・維持管理体制、そして、社会配慮の側面並びに海外投融資に係る審査に必要な調査を行うことを目的としております。

下の表はご覧をいただければ幸いです。

5.で環境社会配慮につきまして、ご説明いたします。

カテゴリ分類は、本件はJICAの環境社会配慮ガイドラインにおきましては、水力発電、ダム、貯水池セクターに該当するものという認識のもとカテゴリAとして想定をしております。

環境影響評価につきましては、まずラオスの環境関係法令においては、環境・社会に重大な影響を及ぼす大規模プロジェクトにつきましてはカテゴリⅠという形で分類され、EIAの作成が義務づけられてございます。比較的軽微な影響が予測されるプロジェクトはカテゴリⅡとしてIEEが必要になるという整理になってございます。

本事業の事前調査段階でも、ラオス側、天然資源環境省との協議の結果におきまして、発電所本体はカテゴリⅡとしてEIA報告書の作成・承認が必要である。一方、工事用の道路、それから送電線につきましてはカテゴリⅡとして、IEE報告書の作成・承認が必要であるという見解を得ております。

つきましては、本調査におきまして、こうした分類のもとで、EIA、IEEを作成をし、ラオス国内法に準拠した承認手続を進めていく前提で調査を進めたいというふうにご考えてございます。

次ページに参りまして社会配慮でございますけれども、本事業によって住民移転の必要は生じないという見込みでございます。他方で、農地等を取得する必要があるというふうに見込んでございます。

また、事業によって影響を受ける住民の大半がラオス国内において少数民族に分類されておりますニャフン族というふうにご整理をしております。JICAの環境社会配慮ガイドラインで求められている先住民族計画の作成については、以下の検討を行ったうえで判断をして

いきたいというふうに考えております。

具体的には、世界銀行における先住民族の定義のもと、下記のaからdのすべてに該当する場合は先住民族計画の作成が求められるというガイドラインがございますので、そちらに該当するかどうかといった分析を行ったうえで、先住民族計画の作成については判断をしてみたいというものでございます。

それから、今回の調査の提案企業においては、さきを実施している調査がございまして、環境社会配慮につきましても2006年の段階での調査というものがございます。その結果の概要をご紹介します。

環境配慮につきましては、事業計画地の気候、水象、それから水質等につきまして調査を実施済みでございまして、一定のデータがございます。従って、本調査においてはこれをベースにアップデートしていくということを想定しております。

それから、計画地一帯はポロベン高原の北というところに位置してございまして、高原の北西に源を持ち、高原をほぼ東西に横切る平坦地を流れるセカタム川を利用するという格好になっておりますけれども、標高にして、セカタム川とセナムノイ川という場所の合流点付近、標高300メートルというところ、それからエリアの北西部に位置する最大標高のポンリン山という山がございまして、こちらの標高が1,300メートルとなっておりまして、その範囲内で起伏のある地形を有しているという特徴が分析結果として出てございます。

地質は、砂岩、泥岩及び玄武岩質の溶岩からなっているという結果が出ております。

それから、計画地につきましては、モンスーン気候帯に属しており、5月から10月の雨期、それから10月から4月の乾期に分かれるという気候帯でございます。

自然環境、社会環境につきましては、2006年に調査を実施しておりますけれども、本F/Sの調査においてスコーピング結果に基づいた再度詳細な調査を実施するというのを、想定をしております。

以上、結果の概要でございます。

調査のスケジュールでございまして、今回、今スコーピングという段階の手前でございまして、今、8月でございまして、若干このスケジュールについては調整が入るかもしれませんが、概ねこういった日程に基づいて調査を進めてまいる予定でございまして、スコーピング案が8月、そしてドラフトファイナルを1年後という形で調査を進めてまいる予定でございまして。

私からの説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

村山委員長 それでは、この案件について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

高橋委員 2点ほど確認をさせていただきたいんですが、一つは先ほどの事業予定地の図がございましたね。これで送電線が約50キロという、そのあとアバウトに50キロというんですが、この違いというのはどういうことでしょうか。

若林 こちらの記載とこちらの記載でございますね。大変失礼しました。名前が似ているので私勘違いしてしまいましたけれども、PakseからPakxongというのが50キロでございます。Pakxongから発電所までが約50キロございまして、送電線の系統への接続はこのPakxongにおいて行う。

高橋委員 今回の事業で新たに設置をする送電線というのはPakxongまでということで、PakxongからPakseまでは既存ということでしょうか。

若林 いえ、私の勘違いで、こちらのPakseには特に系統の送電が通っている、つなぐ形でこちらに大きな変電所があるという位置ではございませんので、こちらを通っております、ここにつなぐという形になっておりますので、訂正して、こちらが正しい接続箇所ということでご理解いただければと思います。

高橋委員 今回の事業内容はあくまでも送電線建設はPakxongということですか。

若林 この図で申し上げますと、この緑の点線のところに該当します。

高橋委員 もう一点は、ダム建設によって、おわかりであれば、およその湛水面積、これはどのくらいになるかわかりますか。

若林 一応湛水面積といいますが、湛水地と書いてございますけれども、121、100万立方メートルが湛水地のようございまして、その面積につきましては……

満田委員 121の単位は何と書いてありますか。

若林 こちらは100万立方メートルですので、これはむしろ水の量という理解なんですけれども、今、面積を調べさせていただいています。

高橋委員 わかりましたら後ほどお願いします。

村山委員長 長谷川委員。

長谷川委員 ご説明ありがとうございました。このように一つの案件の中で、一部はEIAで、それから他の部分はIEEでというふうな使い分けをしながら環境配慮調査をやることはなかなかないかと思うんですけれども、例えば一番最後のスケジュール表の中には、EIAという言葉は出てきてどういうスケジューリングになっているかわかるんですが、IEEでやるような部分はこの辺のスケジュールとどういうふうに整合性があるかとか、あるいはスコー

ピングをやった場合にEIAをやるものとIEEをやるものはどんなふうな考え方の違いをするのか、その辺おわかりになれば教えてください。

若林 若干記述が不十分だったかと思いますが、調査のスケジュールにおきましては、この中で、EIAだけではなくて、今回の事業においてはEIAが必要なものとIEEが必要なものというふうに区別されるという前提のもとで進めるという認識ですので、この中に含めて作業スケジュールとしてはやっていく想定でございます。まさに、分類でございますけれども、ラオスの環境法令にのっとりまして、発電所の部分についてはEIAが必要だということ、それから、アクセス道路、それから送電線の部分についてはIEEを作成をするという整理がなされておりますので、それに基づいて本調査も進めていくという前提でございます。

石田委員 先ほど見せていただいた図がありますね。私も満田委員と同じで、貯水池の容量はどれくらいなんですか。121ミリオン。

若林 100万立方メートルになっているかと思います。

石田委員 121、その次のMというのはミリオンですか。

若林 ミリオンになります。

石田委員 それから、次にお聞きしたいんですが、121ミリオンの湛水、ためる池と、50キロメートルの送電線と、発電量というのは、ダムのクラスでいえば、規模とか力でいえばかなり大きなほうなんですか、それとも中ぐらいなんですか。

若林 まず発電容量としましては、先ほど申し上げたように約61メガワットということでございますので、100メガワット単位、数百メガワット単位の発電所もあるということを考えて、中規模というイメージでよろしいかと思います。

石田委員 最後にもう一度質問ですが、ラオスはたしか森林伐採はかなり厳しいかと思うんです。焼き畑の問題もあって森林局ではずっと森林面積を守るための保護活動をしてきているんです。このダムをつくるとかなり森林面積が減るんじゃないですか、そこら辺は。そこら辺はワーキンググループの課題ですけれども、そのあたりは今どんなお話になっているのでしょうか。

若林 森林面積は私手元に詳細ございませんので、確認させていただきたいと思いますが、それでも、ラオスの環境法令に則ってこれは基本的に進める前提でございまして、そこでJICAの環境社会配慮ガイドラインとの齟齬があればそこを埋めていくというアプローチは従来どおりですけれども、もちろん森林の伐採等、そういった要素についてもカバーしてまいる予定ですので、データは今すぐ出ませんけれども、進め方についてはその辺について対

応するというご認識をいただければと思います。

村山委員長 満田委員。

満田委員 幾つか質問と、それから問題提起なんです、まずこの社会環境についての事業によって影響を受ける住民の世帯数について教えてくださいというのが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、調査スケジュールについてなんです、この中で環境調査のところは政府調査というふうに書かれているのですが、これは何でしょうかということです。

若林 まず、影響を受ける住民の数でございますけれども、調査開始時点ということで把握しております数字としましては、影響を受ける村の数としては六つあるというふうに認識しております、全体で影響を受ける住民というのは150世帯であるというふうに把握しております。

それから、こちらの政府調査につきましては、この調査でEIA等の結果というものを政府側に提出をいたしますけれども、この政府調査の位置づけは正式なEIA手続に入る前のラオス政府側による再確認のプロセスということで認識しております。

満田委員 このセカタムダムについては、メコン・ウォッチが何回か現地調査をやっております、関西電力が経産省の調査をやっていた時期から問題提起をさせていただいていました。関西電力がやった調査においては少数民族の問題は全くといっていいほど扱われておらず、非常に社会的な配慮が薄手であり、私たちメコン・ウォッチのスタッフが現地で村人の聞き取りをしたときには、村の人たちは別の事業でも影響を受けており、さらにこの事業でも影響を受けるという、もう一つのダム事業あるいは鉱山開発なんかでも影響を受けているということで、この事業に関してはかなり反対の意を示していたんです。ですから、私たちとしては非常に、これは社会的に見ても配慮すべき、慎重にやるべき案件かというふうに考えているということが1点あります。

それから、JICAへの質問としては、この少数民族の影響については、カテゴリ分類がAの理由には大規模な水力発電であるからというふうには書いてあるんですが、この先住民族の影響についてもAカテゴリの要件に入るんじゃないかと思っているんですが、そこら辺はご見解はいかがなんでしょうかというのが1点です。もう一点は、同じく、これはJICAの事務所の方にもメコン・ウォッチからこの指摘をさせていただいていますが、ラオスが今人権関係ですとか、政府関係の事業、あるいは人権に関しての問題提起をすると国外退去になったり、あるいは失踪してしまったりというようなことがあるんですが、そういう中でこの件に関して非常に批判するような人々の人権が脅かされるというような面もあると思うんですが、そこ

ら辺については何か対策がとられるご予定はあるのでしょうかという質問です。

若林 先住民族に関する分類に基づいてAカテゴリとするかどうかというところですが、こちらのページでのご説明をさせていただいたとおりですが、現時点においてはそのように、先住民族等の生活区域であるとか、特別な社会的価値のある地域ということで、Aとするというふうには私どもとしてもまだ情報が不十分だと考えておりますので、現時点ではダムの場合としてのカテゴリAという認識のもとで、一方で社会配慮についてはここに記載のとおり世銀のガイドラインの基準も踏まえながら現状をしっかりと見極めて、先住民族計画の作成等も含めた対応の判断をしていきたいということで考えてございます。

先住民族の人権につきましては、まさにこういった調査を取り組む中で十分認識をして、意識をして取り組む必要があるものというふうに考えておりますので、この判断のところにおいては情報としてもしっかりと見きわめる必要があるというふうに考えております。

米田委員 すごく基本的なところからもう一度確認させてください。2点あります。一つは、発電の目的が主に鉱山開発等であるという部分をもう一度確認したいんですけれども、住民への送電などよりもまず鉱山開発のために必要な電力開発であるという認識でよいのかどうかというのが1点。

もう一点はすごく基本的なところですが、このダム予定地、プロジェクト予定地の今の状況というのは一体どういう状況なんでしょうか。自然環境とか、人は住んでいないというお話でしたけれども、そのあたり、少し説明してください。

若林 まず1点目ですが、電力需要としましては、プロジェクトの開発予定地、鉱山開発は計画として予定されているという認識がございまして、主な電力の消費者という意味ではこうした鉱山開発、インフラ開発という部分が多くを占めてくるものという認識で、電力需要増大の見通しについてもそうしたものがベースになっているという認識でございまして、当然ながら住民への電力供給、南部地域での住民への電力供給というものも安定化されるものと考えています。

それから、現地の状況ということでございますけれども、先ほど写真でお見せしたような特定した位置での写真はこういった状況でございますけれども、影響を受ける住民のところについては150世帯というふうに申し上げましたが、いわゆる世帯ではなくて、農地が所在しているという認識がございまして、先ほど森林伐採のお話もございましたけれども、対象となる敷地には農地も展開されているというふうに認識しております。

米田委員 つまり、恐らく想像するに、森林の中に農地が点在しているような、そういう

イメージでしょうか。

若林 イメージとしてはそういう認識であります。

村山委員長 清水谷委員。

清水谷委員 二つ質問があります。一つ目は、先ほどこのプロジェクトは三つ、EIAとIEEと組み合わせてというところなんです、この助言委員会の中ではそのEIAプラスIEEで行われる部分も一緒に協議をするということによろしいのでしょうか。

若林 はい。本調査、本事業の対象は発電所の建設ということが中心になっておりますので、あわせて送電線の敷設といったところが入ってまいりますので、一応カバーされるものとしては今回EIAを作成する部分と、IEEを作成する必要があるアクセス道路、それから送電線の部分というふうに認識しております。

清水谷委員 二つ目の質問ですが、貯水池をつくって水力発電を行うということで、ダムをつくるための骨材といいますか、かなりの材料が必要になると思うのですが、そのときにその骨材といいますか、石とか、そういったものは特定のところからとってこられるのでしょうか。その場合であれば、またそれを採取するところで特定の道路もつくらなければいけないということで、森林がまた伐採されるということもありますし、今情報がないようであればワーキングのときにそれが議論できるように資料を集めていただければと思います。

村山委員長 時間がかかりそうですが、今すぐ出ますか。

若林 整理が必要だと思しますので、後ほどの回答とさせていただきます。

村山委員長 他にいかがでしょうか。岡山委員。

岡山委員 これの前の写真というか図なんです、もう一度教えてください。プロジェクト位置の右のほうに、セカタム川からやや右寄りにずれたところにダムをつくって、そこから水を落とすという計画ですね。この太い、青いラインというのが送電線網ですか。

若林 この緑の点線が送電。

岡山委員 この青い実線は。

若林 これは……

岡山委員 これは水管ですか。

若林 水管になると思います。川が細い青のほうです。

岡山委員 結構上流から取水をしてきて、このダムと書いてあるところに一旦湛水をして、水槽をつくって、そこから水を落とすというふうに見えるんですが、その水を落とす先はこの同じセカタム川なのではないでしょうか。

若林 一応場所としてはセカタム川の脇になるという認識です。

岡山委員 他に何かもう一つちょっと長いラインが送電線におりているのは、これは何ですか。

若林 これはまた別の川でございます。

岡山委員 水管からHouaykongというところまで。

若林 こちらはアクセス道路になるかと思います。

岡山委員 おさらいすると、この上の写真のダム軸と書いてあるところでは、これはよくあるタイプの、例えば谷になったところを一旦せき止めてダム湖にするというよりは、山の上のところに貯水池あるいは水槽をつくって、そこに取水してきたそこから下に落すという感じのイメージですか。

若林 イメージとしては大きなダム湖というよりも、そういう形で落差を利用して発電しようという構想にはなっております。

岡山委員 ダム軸があるんですけども、であれば、もう少し広域の、右側のほうに広い現地の写真がもしワーキングのときにあるとイメージしやすいかなと思います。

若林 準備できるかどうか、確認したいと思います。

村山委員長 よろしいでしょうか。もう30分ぐらい過ぎたんですが、湖面の面積はわかりましたでしょうか。なければ、今月の終わりにワーキングが予定されていますので、そのときにはぜひお願いいたします。今の岡山委員の図も含めてご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。では、お二人、手短にお願いします。

長谷川委員 一つだけ、短い確認です。スライド7番をもう一度見せてください。ここに先住民族の定義が世銀のものとしてあるんですが、aからd四つあって、ハードルが高くなるか、低くなるかが問題で、aからdのすべてに該当するというのは、これは全部に当てはまって初めてという意味なのか、あるいはどれか一つに当てはまればという意味なのか、そのあたり教えてください。

若林 こちら記載してありますように基本的にはすべて該当する場合に作成をするという整理ではありますけれども、もちろん例外もございますので、そこは各項目の情報を整理をする中で見極めたいというふうに思っております。

満田委員 ステークホルダー協議のところなんですが、幾つか三角が引いてあって、最初Village Dissemination MeetingとかConsultation Meetingとか書いてあるんですが、この政府調査に書いてあるステークホルダー協議というのは、この調査の中で実施されるんでしょう

か、それとも政府が特別実施されるのでしょうかというのと、あと、今日使っておられる、特に地図類、地図、写真類はデータでいただけるとありがたいんですが。

以上です。

若林 こちらのスケジュール、これは全体としてですけれども、私どもの調査の期間は、今2014年の約1年強を予定しております、こういった範囲で予定しておりますので、これらのコンサルテーションについても調査の中で実施されるものということでご理解ください。

写真、データについてはご提供可能だと思っております。

村山委員長 では、概要の説明についてはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。では、今の案件を含めて、ワーキングのスケジュール確認を行いたいと思います。では、事務局よろしく願いいたします。

柿岡 それでは、別紙1をご参照ください。

まず、8月でございますが、先ほど説明がありました8月31日、ラオスセカタム水力発電事業でございます。6名の委員が既に決まっております。予定どおりでよろしいでしょうか。

それでは、9月でございますが、9月9日以降、それぞれ4名ないしは5名の委員の方々に前回確認をさせていただいておりますけれども、現時点でご都合の悪い日にち等ございましたらお願いできますでしょうか。

松下委員 9月20日は都合が悪い予定です、9月30日であれば可能です。

柿岡 では、松下委員、9月20日がだめで30日に移動ということでもよろしいでしょうか。9月20日ご都合のいい委員の方いらっしゃいますでしょうか。

村山委員長 私を20日に入れてください。27日は微妙なので、こちらを動かしていただけると助かります。

柿岡 9月20日松下委員にかわり村山委員長、同時に9月27日村山委員長のご都合が悪いということで、27日ご都合のいい方いらっしゃいますでしょうか。では、日比委員お願いいたします。それでは、9月まで確認させていただきました。現時点で10月のご都合の悪い方お願いいたします。

日比委員 28日都合が悪いので、以前の週であれば今のところいつでも大丈夫です。

柿岡 では、とりあえず28日都合が悪いということで。逆に28日ご都合のよろしい方いらっしゃいますでしょうか。では、原嶋委員、お願いいたします。他にご都合のよろしい方。

作本副委員長 28日。

柿岡 では、作本副委員長も。都合の悪い方、他によろしいでしょうか。それでは、確認

いたしますが、9月20日、松下委員にかわり村山委員長、9月27日は村山委員長にかわりまして日比委員、9月30日、今のリストに加えて松下委員となります。それから、10月は、10月28日、日比委員の都合が悪く、原嶋委員、作本副委員長2名が加わるということになります。

それでは、現時点ではこちらで設定させていただきまして、また次回以降確認させていただきます。どうもありがとうございました。

村山委員長 それでは、スケジュールの確認ができたということで、次がワーキンググループの会合報告及び助言文書の確定で、今日は1件になります。カンボジアの国道5号線改修事業のスコーピング案ということです。こちらのワーキングの主査を石田委員にお願いをしておりますので、まずご報告をお願いできればと思います。

石田委員 これは、7月26日、清水谷委員、鋤柄委員、二宮委員、松下委員、米田委員、私の合計6名で行われました。まず日時のところの終了時間を見てほしいんですが、限りなく6時に近かったと思います。何と3時間50分、4時間近くかかっているんです。一つの理由は主査が不手際だったということもあります。それはおわび申し上げます。もう一つの大きな理由は、そもそものこの案件に対しては事前コメントが106です。一人にならすと17プラスアルファということで、皆さんとても関心を持っていただいたんです。その理由は、大きな影響が出る案件、何が大きな影響が出るかということ、生物棲息域として世界的にとっても有名でかつ守らなければいけないトンレサップ湖です。世界に有数の淡水湖、アジアで一番大きいものの一つですけれども、そのそばをすぐ通るということであるんですけれども、それに対する記述がそれとあまりリンクされていないような印象を恐らくどの委員も持たれたんだと思うんです。

ということで、あとは道路そのものの位置づけです。代替案として道路そのものがどういう意味を持つのかという位置づけです。ですので、今言ったような背景を踏まえて、時間がかかった理由は、代替案のところや、それからそばに貴重な生物圏、保護区を含んだゾーニングを行っている生物のコアゾーンとか、それから産業、農業や漁業とか、小商いなんですけれども、それと合致する形で持続的な開発をなささいというゾーニングがなされている。全部含めて保護区なんです。それに、その一番端っこを道路を通すので、やはりここは慎重に皆さん議論をされて、文言を決めるのも大変でした。ということで、かなり長く時間がかかりました。通常であるとJICAさんが出されてくる代替案で、拡幅の幅を2車線にするのか、それとも1車線プラスバイクを通すぐらいにするのかでそんなにもめないんですけれども、

今回私も含めて代替案のそれぞれの評価基準に対してもかなり議論がありました。一ついいことは、その議論の結果、何と106が19まで減っています。ですので、これは私たちが事前
に思っていた106の課題に対してかなり絞り込んだものだというふうに理解していただける
といいんじゃないかと思います。

では、長々と前置きをしましたが、今回書かれていることよりも前置きを皆さんに理解し
ていただくこともかなり重要だと思いましたので、ちょっと長めの前置きの説明をしました。
書かれているものは簡単に説明していきます。

まず、全体事項は、これは要は、要するにまず1は、中長期に地域にわたる交通政策がな
い。書いてないんです。だからそれを書いて、そのように位置づけしてくださいということ
です。

それから、保護区や保護林の制度については、いただいている報告書では不明確なので、
対象地との関係においてきちんと記載をしてください。関係がわかるようにしてください。

次が長く時間をかけた代替案です。代替案については、項目については、例えば土地利用
は農地への影響も加えてくれというのは4番で、あとは家畜の横断の危険性を入れてくださ
い。それから、5番が、これも長くもめたんですけども、代替案の表そのものをもう一回
つくり直して、JICAさん側からも提案があって、では、重要なものに絞って評価方法をき
ちんと明示をして、その理由を記載しましょうというところで合意がとれています。

それから、6番は3番と似ています。住民が受ける土地価格で土地の値段が上がるから嬉
しいというだけではなくて、マイナスの影響も含めて総合的に判断してくださいということ
です。

7番は、水田が軟弱地盤であるので地盤沈下について注意してください。

それから、8番、トンレサップ湖の関係でいえば、結局8番に集約されています。生物圏
保存地域という、トンレサップ湖中心に生物圏保存地域というのは膨大な地域で広がって
いるんです。その本当に一番ぎりぎりのところを通っているんです。ところが、琵琶湖をご存
知の方はよくおわかりのように、琵琶湖には何百という河川が流れ込んでいますから、そ
ういうふうにそんなにトンレサップ湖のそばぎりぎりを通っているからそれだけで大丈夫だ
とは言えないんです。水系でかなりつながっているんです。ですので、そこら辺の影響をち
ゃんと見て、保護区への影響をもう一度再検討してくださいというのが、8番の大きな主張
です。

それから、9番少数民族。

次に、環境配慮です。環境配慮と社会配慮、環境配慮は、スコーピング・マトリックスは
かなり議論されましたが、過去にこのような移行帯、移行帯、緩衝帯というのは、トンレサ
ップ湖の真ん中にコアゾーンという保護区、保護地域が三つのレベルがあって、一番真ん中
がコアゾーン、ここは全然さわってはいけない、純粋な保護区です。移行帯というのは、漁
業なんかは少しはやってもいいんです。緩衝帯というのは、生計の活動がかなり増えるところ
で、持続的な開発に注意しなさい、一番緩いところですよ。その緩いところが道路と隣接し
ているわけです。そういう移行帯や緩衝帯という、いわばグレーゾーンのところにどんな環
境社会配慮が行われたか、どのような問題が生じたかという歴史です。経緯を、メコン委員
会が一番よく知っていますから、そこら辺に確認を行ってちゃんと書いてくださいというこ
とです。これもとても重要なコメントだと思います。

それから、あとは近年気候変動とか地球温暖化とか、いろいろな理由で気象の乱れもあり
ます。そういう意味で、そういう気象の乱れも含めたトンレサップ湖の水没的な広がりや狭
まりを十分に考慮して、普段以上に十分に考慮した設計をまず検討してくださいというのが
11番です。

それから、12番は、2番とか8番にも大きくかかわる。要するに、保護区と湖との関連と
いうのは繰り返し出てきます。12番は、JICAの記述が若干不足していたため、新しい地域
の記述として、つまり淡水湖であるトンレサップ湖の水系だけではなくて、周囲の氾濫域、
これは陸域も含んでいます。それから、生物の保全等、かつ持続可能な理由、研究や教育の
場として重要であると世界的に認められた生物圏保存地域、そこの外縁を通っているという
ふうな認識を正しく書いてくださいということ。まず国内でいえば京都にある地球総合研究
所、あそこがやっているような研究をイメージされればいいと思うんですが、そういうふう
に道路が通るから立ち退きがあって、補償が幾らだというようなところではなくて、やはり
非常に重要な地域の、かつ世界から注目を浴びていて、研究でも最先端に近い生物圏保存と
いうテーマである地域のすぐそばを通っているんですということを認識しましょうというご
提案です。

それから、13番、道路を広げますので、道路近傍の動植物についても調査をもう少し充
実してくださいというお願いです。

それから、14番も同様です。稀少種だけではなくて、一般種も書きましょう。リストに
上げてくださいということです。リストに上げるだけではなくて、少しはその生態を書いて
くださいという意味です。

それから、15番は浸水することへの影響、雨期にかなり道路際まで水がきますので、湖面の面積が広がりますから、そこで浸水してしまう。通常は浸水しない。乾期には下が水につかたりする、雨期だけ浸水してしまう、林への影響が、それから湖の拡大に伴って魚も水生生物もそれから陸生生物も移動するでしょう。移動する動物への影響ももう少し書いてくださいということ。これをご覧になっておわかりのように、今回のこの助言は、かなり生態系とか生物とか、生物持続可能性のようなものに言及されているのが一つ大きな特徴だと思います。それと人との、道路との共存です。

それから、社会配慮はそれほど多くなかったです。交通規制や取り締まり、それを啓蒙教育をあわせて継続的に実施することの重要性をきちんと記載して、相手方に促してくださいという、これもとても大切なことです。

次は、社会的弱者の意見が、ステークホルダー協議を通じたり、陳情プロセスを通じたりして、意思決定プロセスに反映されるようアクセスの改善を考慮してください。

最後、ステークホルダー協議です。ステークホルダー協議のこういうふうにやりましたという一覧表を見せていただいて、それはそれでイメージがつくのでとてもよかったんですが、その中を見てみると、第2回目と第3回目には意見を十分反映したとか、意見を聞いてこういう反応をしました。またはこれは却下しました。これは受け入れましたというようなことは書かれていないので、第2回目はそれを書いてください。第3回目は、全く意見を聞いたかどうか何も書いてないので、第3回目はこれからやるのでしたか。これからやるのであれば、参加者の意見を聞いて、必要に応じて最終報告書の案にもフィードバックしてくださいということですよ。

以上です。

村山委員長 最初のコメントが106ということなので、5分の1ぐらいに集約をしていただいたということですよ。ありがとうございました。では、ワーキングのメンバーの方を含めて何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。日比委員。

日比委員 環境配慮のところでは幾つか、特に生物関係の影響への言及があるんですけども、これはそれと関連もしてくるかと思うんですけども、地元民の漁業利用への影響という観点はどのようなスコープの流れで取り上げられ方をされているのか、教えていただけますでしょうか。

石田委員 漁業については106の事前質問の中にもあって、幾つか回答はいただいたと思うんですけども。ただ漁業に対する影響は最終的に落ちました。なぜ落ちたかは今はわからないん

ですけれども、委員の方でどなたか、漁業に関する議論を覚えておられる方があったら助けてください。漁業そのものは小規模でやっているのを存じ上げていますけれども、ただ助言からは落しています。

村山委員長 コメントを出された方は多分覚えていらっしゃるんじゃないかと思いますが、今日のご欠席ですか。

鋤柄委員 記憶はあまり確かではないかもしれませんが、いただいた対象の道路の周辺の土地利用図等々では、ほとんどが水田で、漁業をやっている場所は相当湖に近い、つまり道路の近傍ではなくて、かなり本流に近いほうです。道路の周辺は季節的に洪水といいますか、水をかぶるようなところで、石田先生おっしゃったように、それこそ小川でフナをとる程度はやっているんだと思うんですけれども、生業として漁業が成立するような場所ではなかったんだと思います。

村山委員長 他にいかがでしょうか。

田中副委員長 3点ばかりお尋ねします。

まず、助言項目の1番目のところですが、交通需要等についての明確な記載がなかったということですが、そもそも事業の目的がちゃんと位置づけられていたのかどうか、確認をしたいというのが1点です。

それから、二つ目が、7番の関係で、地盤沈下の発生可能性があるので調査項目に加えることというご指摘ですが、これは評価項目には入っているのでしょうか。評価はされているのでしょうかということが二つ目のお尋ねです。

それから、3点目は、10番に、先ほど石田委員から説明がありましたけれども、移行帯、緩衝帯というのは、これは法制度か何かに基づく規定なんでしょうか。この移行帯、緩衝帯と呼ばれる根拠は何でしょうかというお尋ねです。

以上3点です。

石田委員 では、一番答えやすいのから。10番の移行帯、緩衝は、ロイヤル・デクリー・オン・エスタブリッシュメント・アンド・マネジメント・トンレサップ・バイオスペアリザーブ2001年というのがADBの技術援助を受けてつくられた。それは保護に関する基本方針となっている、リクリーだから法律でいいですか。条例ですか。法律のレベルですか。

作本副委員長 私もうろ覚えですけれども、法律レベルはたしかロイヤルデクリーというんだと思います。環境基本法もたしかこれと同列だったような気がしております。

石田委員 その法律で移行帯は経済活動と保護地域が交わる柔軟な利用が行われる地域で、

生産資源、天然資源利用に際しては持続性に留意して開発行為が行われる場所。緩衝帯というのは、浸水林と、要するにコアゾーンの外側かつ移行帯の内側に位置し、ちょうど真ん中です。域内での活動はコアゾーンに準じる配慮、浸水林や生態系の保護等をもって行うべきとされている、というふうに明確な定義がなされています。まず一番答えやすいところです。

それから、1番ですけれども、事業の目的は、これはいただいた資料では調査の目的はもちろんありますけれども、事業の目的は、これは交通輸送を円滑にするためではないんですか。カンボジアはADBだとか、幾つかのお金を出すところと組んで分けて道路はやっていますね。その一端として、日本が北と真ん中と南、国道5号線全部やることになったという、説明してください、お願いします。

長瀬 今スライドにアップしておりますけれども、事業自体の目的といたしまして、こちらにも書いてあるように、既存の路線道路を改修、バイパス道路を整備を行うことによって輸送能力の増強、輸送効率の改善を行う。それで対象地域における道路輸送需要への対応を図って、もってカンボジア経済の発展の促進に寄与するという形になってございます。

田中副委員長 関連ですけれども、先ほど第1号の議題で、ラオス国の水力発電、当然そのときに背景としてこの事業はどのような位置づけにあるかとか、事業の目的はどうだとか、今後の伸びはどうなるか。そういう水力発電の需要のもとにこういう事業が必要であると、そういう位置づけを整理されているわけです。こちらの本日の助言案の確定の第1項目を見ると、将来の交通需要であるとか、10年程度の交通需要についての記述がないということだとすれば、事業の目的はちゃんと位置づけられているのでしょうか。心配になったものですから、それでこのことについて確認をしたいということでもあります。

石田委員 補足的に言うと、私たちがいただいた資料では、いわゆるなぜこの事業を行うか。なぜ中央区間を行うかという理由は実は、おっしゃられたようにはっきり書いてないんです。これだけ交通量が増えるから舗装しなければいけないとか、物資輸送が増えるからやるんだとか、そういった理由は実は書かれていません。ですので、こういう助言になりました。

田中副委員長 そういう助言は助言で結構だと思うんですが、これは多分JICAがこういう文書を出して諮問をするときに、当然そういう基本的事項はやっぱり整理しておく必要があるんじゃないかと思うんです。従って、この案件だけではなくて、共通事項として審査委員会に出す資料には当然こういうことは書いてなければいけないのではないかと思いますので、ぜひこれは審査部でとりあえず事業部と調整されるかと思いますが、その際きちんとこ

ういう指摘はする必要があるのではないかというふうに思います。事業部だけではなくて、審査部も受けとめてくださいというお願いです。

長瀬 ご指摘いただきましてありがとうございます。ちょうどこれ中央と南とそれぞれに分かれて、南のほうは若干先に進んでおりますけれども、中央が少し他と比べてレポートの段階でまだ初期段階のものです。これからどんどん埋まっていくというふうに我々認識しております。その点は気をつけていきたいと思います。

石田委員 もう一つ、7番、松下委員お願いいたします。

松下委員 1番について補足いたしますと、配付された資料には代替案の比較がありまして、その比較した際の評価として、確かA案では将来の交通需要に対応できる。B案では10年後の交通需要に対応できるというような記述があったんですが、将来の需要はどうかとか、それから10年後の需要についてはきちんと書いてなかったのも、しかも、国全体の交通政策との関係も明らかでなかったのも、こういった質問になった、こういう背景があります。それが一点です。

それから、もう一つの地盤沈下に関してですが、地盤沈下については評価項目には入っております。それで、工事中については地盤沈下の影響があり得るとというような記述があったんですが、供用時については地盤沈下のことは想定できないというような資料であったものですから、それでこういう質問をさせていただいた、そういうことです。

村山委員長 他にいかがでしょうか。満田委員。

満田委員 先ほどの日比委員の質問に戻ってしまうんですが、漁業への影響ということなんですが、これはもともとスコーピングの中に入っているのか、いないのか。調査項目、評価項目に含まれていたんでしょうか、いないのでしょうか。やはりトンレサップ湖というとカンボジアでは漁業、しかも地元の方々のたんぱく質源になっている非常に重要なトンレサップというのが強いので、何となく道路が離れているからといって生態系に影響がある以上、漁業に影響があるんじゃないかという気がしたんですが。

石田委員 スコーピングを今見ているんですが、JICAからいただいているこの資料を見ると、社会環境のところでは生計で漁業のところには特に書いてないです。橋梁の建設工事が影響を与える可能性がある。これぐらいですか。工事中に周辺に漁業活動がある場合には橋梁の建設工事が影響を与える可能性があるというところですね。それから、事前に私たちが出したコメントでも、探したんですが、漁業が見当たりません。やはり、一つには先ほど鋤柄委員もおっしゃっていただいたように、ここは水田というか、農業が主体の場所のようなの

で、それで特に出なかったのかもしれませんが。とりあえず。

米田委員 南区間のスコーピングが先あって、そのときかなり漁業についての質問等も出たというふうに私は思うんですけども。それで、業者さんもJICAも同じ方々なので、今回はある程度わかっているのかなという気持ちがあったというのが一点で、このスコーピングの中で漁業という言葉が一応出てきているので、認識はされているのかなというふうに思っていたというところなんです。

村山委員長 よろしいでしょうか。今の点は、ワーキングの中ではあまり議論になっていないようですが、お二人の委員からコメントがありましたので、もし追加があればワーキングでご検討いただくということになります。

石田委員 逆にカンボジアに強い満田さんにお聞きしたいんですが、これは南区間は、私南も中央も両方先週と先々週委員会に出たので、南区間はかなり湖に道路が近づいていますから、しかも橋梁建設が二十何箇所あるんです。漁業に対する影響は工事の影響も、それから生計の影響からも漁業という言葉がかなり出ています。ただ、中央区間は少し離れている。周りは水田であるということで、なぜか私たちは、私は漁業屋にもかかわらず漁業の議論はしていません。逆にお聞きしたいのは、やはりここも漁業を議論しておいたほうがよさそうなところでしょうか。直感的なところでもいいんですけども、少しヒントをいただくと私たちはとてもありがたいんですが。

満田委員 一般論なんですが、生態系に影響を与える場合やはり漁業資源にも影響を与える可能性があるというのと、あと生業としての、主生計としての漁業ではなくて、例えば洪水期の漁業もあまり軽く見ないほうが良いというようなことは、カンボジアに詳しい人間によく私自身言われることは、つまり農業が主生計であったとしても副業として漁業をしている。あるいは洪水期の漁業をしている人もいるので、あまり影響がないと決めつけられないほうが良いんじゃないかということを持ちましたんですが、ただ、ワーキンググループの方々が一番資料を読まれているので、今スコーピング段階なので、例えば今の段階でJICAの調査団に漁業の影響について念のため確認することということではできるんじゃないかという気はします。一般論です。

原嶋委員 南区間先週金曜日やりまして、そこで若干の中央区間と南区間の違いはあると思いますけれども、私がまとめを担当させていただいています。そこで出たことをご紹介しますけれども、前提としてトンレサップには直接道路からの影響がないという前提で、かつ、橋梁の建設の規模がどのくらいかということと、これによる影響が農家や漁業に対するもの

だけで済むのか、河川水の変化はもたらさないのかという質問に対して、橋梁は長さが20メートルから30メートルのものが多く、河川内の橋脚施工を伴うものはわずか三つで、大規模な工事を必要としないため河川や漁業に対する影響は局地的であると想定していますというお答えで、南区間についてはそういうお答え評価をしているということです。とりあえず事実関係だけ。

村山委員長 特に強い具体的なコメントということではありませんが。

石田委員 原嶋委員、ありがとうございました。先週の議論を思い出しました。満田委員がおっしゃられたこと、私も実はずっと思っていて、季節的に主生計でなくて副収入だから無視していいというわけではないんですよ。いろいろな港で僕もコメントを出してきましたけれども、そこら辺で貝拾いをしているおっさんとか子供もお小遣いを得たりしているわけなので、そこまで含めて環境社会配慮だと思えます。ただ、今回漁業屋である私が落していました。ということで、私自身はコメントを形成しようかなというふうに今考えています。もしよろしければ委員の方々、コメント形成しますので、後で回覧しますから見ていただければ助かります。今の議論を踏まえて、漁業への影響も少し調査の中に含めてくださいという形にしたいと思います。

以上です。

村山委員長 では、案をつくっていただいてワーキングの中で集約、成案していただければと思います。平山委員。

平山委員 先ほど原嶋委員が触れられた点なのですが、要するに道路自身が湖の水質にどのような影響を与えるのかということについては、そんなに道路そのものが湖にかからないので影響がないだろうとは思ったのですが、石田委員が言われた、流入河川を通じての汚染の問題というのはどのくらいなのかということに疑問に思いました。その点については原嶋委員がこういう答えを得ていますということでお話くださったので納得をしたんですけども、もう一つ、この道路をつくるときの都市計画のようなものですが、将来どういうふうな都市をこの道路の沿道について考えているのかということが、先ほど原嶋委員のおっしゃったポイントにももう一つ絡んでくるのではないかと。ただ単に橋をかけてその上を車が通ることだけなら河川の汚染というものは大したことはないであろう、これはもちろんわかるのですが、その道路を通すことによって周囲に集落が形成されて、10年、20年かけて集落が形成されて、その集落から生活排水等が湖に流れ込むというようなことが起こらないような計画になっているのかどうか。最初の交通政策そのものについて

もそういうような上位計画もなさそうなので、そこらについてもないのかなとは思いますが、けれども、どういうふうなまちづくりといいますが、都市づくりを念頭に置いてこの道路が計画されているのかということについて、何か情報があればお伺いしたいと思います。

石田委員 それは誰に対する質問ですか。

村山委員長 まずワーキングでそういう議論があったかどうかですが。

鋤柄委員 関連するような土地利用を含む上位計画はあるのでしょうかという質問をしました。そうしたところ、そういうものはありませんというお答えをいただいて、ないものであればそれ以上は、ということと、あと、やはりこの道路の案件に関しての議論ということだったものですから、土地利用計画があって、それとの整合性が問題になるのであれば当然議論の中心になったんだと思うんですけども、そういう土地利用計画はないというお話だったものですから、それだと本件道路事業の影響に集中せざるを得ないといいますが、そういう流れになりました。

平山委員 そのようなものがないとすると、将来的には湖が汚染される可能性もないとはいえないということですね。そうすると、ここの助言の中にも流入河川を間接的に媒体とする汚染の問題についても一言あってしかるべきではないかという気が私はするのですが。

鋤柄委員 おっしゃるとおりだと思います。JICAの代弁をするわけではありませんが、国道5号線が3区間に分かれて改修事業が実施されている状況ですとか、北は6号線というのも恐らく関係はしてくるでしょうし、恐らくそういう先生おっしゃるようなトンレサップ湖を、価値を保っていくためにどういうふうに周辺の計画を進めていったらいいのかというのは、恐らくメコン委員会というところ、お役所になるのかどうかかわからないですけども、そちらの課題かな。ということになりますと、やはりこの5号線改修事業全体を通じてそういうことも将来的には考えてくださいというようなことを、この各事業の報告書に書き込んでいく。そういうようなことになるのかなと、今お話をお伺いしてそう思いました。感想ですけれども。

村山委員長 ワーキングの中で1件追加がありますので、そのときにでもご議論いただいてもいいような気がします。他の案件も含めて私が感じているのは、どうしても直接的な影響は表現しやすいんですけども、二次的あるいは間接的な影響をどこまで踏み込むかというのは、いつも議論になっている気がします。この案件もそのような側面があるので、一つのやり方としては、予測評価は難しいけれども、少なくともモニタリングは多分可能なので、環境保全計画のようなものの中でそういったモニタリングを含めていくというのはあると思

うんです。そういう意味で、最終的な報告書ではそういう内容を加えていただくことはあるのかなというふうには思いますが、スコーピングの段階でどこまで踏み込むかは、ワーキングで最終的には確定をしていただければというふうに思います。

では、他にいかがでしょうか。

石田委員 では、それは私たちの宿題として受け取っておけばいいわけですね。あまり時間をとりたくないんですけども、例えば助言の2番の米田委員が書いていただいているようなことは一つ、これを敷衍するような形で、例えばこれをもう少し、保護区や保護林だけではなくて、土地利用に関連することまで広げることも可能かな、という。そうすると、平山委員のご趣旨は酌み取れるかなという気はしています。検討させてください。

村山委員長 土地利用計画みたいなものまで踏み込むかどうかもあるんですが、もう少し具体的にモニタリングのレベルであれば環境配慮のところに含まれるものもあるのかなという気がします。

それから、ちょっと細かい点ですが、5番目に表の5.1-2とか、5.2-1というのがあるんですけども、ワーキングの資料が公開されていないので、これはどの表かというのが外部にわからないという点がありますから、少し具体的に表記をしていただいたほうがいいかなというふうに思います。表の内容です。

石田委員 この点については、例えば表の5.2-1は代替案の比較と評価というふうな名前がついているので、これだけを書いたとしても恐らく他の方々はわからないので、JICAでもう少し長めの説明をつけてらえませんか。それは後でみんなにメールをください。お願いします。表の5.1-2と5.2-1です。お願いします。

村山委員長 では、よろしいでしょうか。では、助言の追加がありますが、その点を含めてワーキングでメール審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。それでは、これについては終わらせていただきます。

今日はあとその他で1件、具体的なものがありまして、カテゴリB案件の取り扱いについて(意見交換)というふうになっております。まず事務局から何か情報提供をいただくという形でよろしいですか。それとも何もなしで意見交換しましょうか。

升本 特に我々のほうで何か用意しているわけではないのですが、ガイドラインの中に必要に応じてB案件についても審議をしますという規定がございまして、それについて今まであまり議論してこなかったのではないかという問題提起を、柳先生あるいは村山先生からいただいたということがございます。我々としましては、もちろんJICAのガイドラインに沿

って行くわけですが、基本的にはB案件というのはA案件ほど大きなインパクトがないという位置づけで、実際EIAレベルまでやっているわけではなくて、基本的にはIEEレベルの調査しかやっておりません。情報等も限られている。同じレベルで検討というのはちょっと難しいのかなと。いずれにしても、そういう声があるのでしたら、何かできないかなというふうに思っている次第です。

村山委員長 これについては、ミャンマーの案件で満田委員からの提起ということで議題の中で扱った経緯があります。その中で、カテゴリBについてどうするかということを私からも言及をさせていただきました。今、升本さんからお話があったように、委員会としては必要に応じて扱うということになっていきますので、今のやり方でも悪くはない。ルールから外れているわけではないんですけれども、現在のやり方でいくと全く情報提供がされていなくて、委員が自発的にJICAのウェブサイトを読んだり、あるいは現地からの情報提供があったりという中で必要かどうかを考えるというようなスタンスになっているということです。そこから少し変える必要があるかどうかということをし少し意見交換したいということなんです。この件についてご意見、あるいはご質問でもいいと思いますけれども、何かありますでしょうか。

長谷川委員 質問なんですけれども、例えばカテゴリBというふうにJICAさんが分類分けする案件数というのは年間どのくらいになるのですか。

柿岡 細かい数字を持ち合わせていないんですけれども、数百件です。全体で昨年度ですと660件ぐらいのうちの200ぐらいの件数はカテゴリBだったかと思うのですが、詳細な数字は確認させてください。

佐藤委員 例えば案件のリスト、そこでカテゴリBの判定に至った理由だけでも共有するとか、できないのでしょうか。

柿岡 カテゴリA、B問わず、今のところ情報公開上もそういった理由も公開しているところもございますが、案件とともにカテゴリ分類の理由をご提示するというのも一つのアイデアかとは思いますが。

田中副委員長 少し議論の整理というか、入り口のところで確認をしたいんですが、こちらにガイドラインがありまして、ガイドラインの2-2のところカテゴリ分類というのがあつて、カテゴリA、Bと書いてあります。今、発議されたカテゴリBの取り扱いについてというのは、一つは、私の理解ではこのAとBのある種の境目のようなものをどう考えるか。言うならば基準ということになるのでしょうか。B扱いの基準、A扱いの基準、ここをもう

少しくリアにしたほうがいいのではないかと、こういう論点があるかなと思います。

もう一つは、では、このBに扱ったものの中で、しかし、いろいろな問題がありそうだと委員が、あるいはJICAが考えたときに、どういう取り扱い、処理の仕方、環境配慮審査会との関係でどういう取り扱いをするかというのがあるかと思うんです。これは多分ガイドラインの中にAの場合にはこうする、Bの場合にはこうするというのは、それぞれのところに出てくるわけですね。この整理はしないといけないだろうと考えるんです。そこで、私が言った二つ目の論点、取り扱いについて一回整理表みたいなものをつくって、Aの場合はこうだけれども、Bの場合はこうする。従って、それがよろしいかどうかということを一回整理しておかないと、その取り扱いについて処置の仕方、対応の仕方について明確にならないんじゃないかと思うんです。そういう整理をしていただいたうえで議論をしたほうがいいというふうに思います。

以上です。

村山委員長 取り扱いの仕方というのは、ガイドラインに書いている以上の整理という意味でしょうか。

田中副委員長 では、例を申し上げますと、これは私の理解ですが、例えば協力準備調査の取り扱いについて、Aについては必ず、Bについては必要に応じて、そういうような表現があるわけです。例えば、これは11ページの調査実施に向けてTOR作成の3項目めでしょうか。例えば1番はカテゴリ分類Cはこの段階で終了するとか、こういうのが随所に出てくるわけです。AとBの扱いについて、この段階ではこうである、この段階ではこうするということです。だから、一回私ども委員にも十分、AとBはどの扱い。例えば協力準備調査であればどういう差があるかということが、理解をしているつもりなただけけれども、十分理解が共有されないこともあるので、こうしたガイドライン上の取り扱いを一回表にさせていただいたうえで議論したほうが、より、どの点の改善をしたらいいのかということがクリアになるということです。

村山委員長 前身の委員会である審査会のときは、たしかフロー図があったんです。この助言委員会になってからそういうフロー図があったかどうか、私はっきり覚えていないんですが、何かそういうものがあればいいという、多分そういうご趣旨なんだと思います。

日比委員 これは質問なんですけれども、一つは、Aなのか、Bなのか、あるいはそれ以外なのか、この判断しているのは審査部さんということになるのでしょうか。

升本 そうです。

日比委員 二つ目は、では、何がAなのかということも、いろいろ書かれていて、かつ影響の大きい、重大な、望ましくない影響のあるセクターというのが、後ろのガイドライン24ページ、別紙3にも書かれてはいるんですけども、よくよく読むと、セクターもあくまで例示であるので、必ずしもこれがそうであるという書き方にもよく見るとなっていないというのと、その中でも影響の大きいものと書かれているんですけども、この場合の何をもって大規模な。例えば今日議論になっている道路とか、水力発電でも、何が大規模で、何が大規模でないかというのは、どういう判断基準で判断されているのか、教えていただけたら。ちょっと理解する助けを何かいただければという段階なんですけれども。

升本 基本的にはケース・バイ・ケースで、あまりクリアカットにしてしまうと、ではそれよりちょっと少なければいいのか、それよりちょっと大きければいいのか、あるいはプロジェクトも非常にいろいろなバリエーションがあるので、実は難しいというところもあります。ですから、我々は、例えば日本の環境省さんの基準ですとか、あるいは世界銀行の基準などを見ながらケース・バイ・ケースでやっているというところですよ。

石田委員 満田委員がよくいろいろ私たちにいろいろな例を紹介してくれる。それを聞いたり、お話を伺っていたりしていると、大きな事業体を取りこぼしをするところを見られている。それがひょっとしたらNGOの役割なのかもしれませんが、幾らガイドラインで定めても、今まさしくおっしゃられたように、世の中の事業、ケース・バイ・ケースで、ガイドラインで救い切れない部分が出てくると思うんです。それでBに入れたんだけど、影響が別の視点から見ると、人民とか住民の視点から見るとやっぱり大きな影響を受けているというところがあって、でもカテゴリ上はBだから、これは私たちのベルトコンベアの流れなのでこっちにはこないということになります。ですから、多分本質的な問題は果たしてそれでいいのかどうかということに尽きるのではないかと思うんです。だからといって私が何かいいアイデアを持っているわけではないんですが。例えばB案件についても、内部でおやりになられる努力は大変なことはこちらでも承知しています。数百件を見られるのはとても大変な作業だと思うんです。そこに何か、チェックという言葉は日本語は非常におかしいと思うのでチェックという言葉は絶対言いたくないんですが、若干何か公開性があるとか、少し透明性を付与するような、そういう機能を何か持たせるようなことは可能なんですか。または可能にしていくことが望ましいという、それがより妥当なんですか。それは結局仕事を増やすことになるよとまた意味がないと思うんです。とにかく、私たちこの委員会でやっていること、それからJICAさんも心がけておられるのは、影響が出そうなプロジェクト

に対しては何らかの修正をする、やめる、続けるような判断をして、よりよいプロジェクトにしていこうという方向性は全く同じなんです。ただ、どこかで機械的に線を切らないと仕事はいつまでたっても終わらないということもありますので、今の段階でもう少しそこを柔軟に、まずは私が望むのは、A案件とB案件のカテゴリライズをもう少し厳しく決めてもいいんじゃないかと思うんです。鉱山案件はすべてAだと。ダムもすべてAだと。ダムとか鉄道は影響が出るじゃないですか。経験的判断ですけれども、やっけてわかってるからこれはAだと。Aだけれども、今回議論するまでのAなのか、議論しなくて対処できるAなのかという相談はしてもいいのかなという気はします。まずはカテゴリ分けをもう少し明確にして、そうすると、JICA審査部の負担が減ると思うし、私たちも迷わなくて済むし、とにかくカテゴリ案件Aは全部ここに載せるという、Aだと思われるものとはというようなガイドラインづくりをするのがいかがでしょうか。ちょっと話は二転三転しましたけれども。質問というよりコメント近くなりましたが、お話を聞いているとそんな感じを受けました。

田中副委員長 私もその点は同じような感想を持っておりまして、これはまさにカテゴリ分類のAとBですね。この仕分けをどうするか。一応表現上6ページに書いてあるようなことになっているわけですが、先ほど升本次長から、環境省であったり、世銀の、そういうある種の規模のようなものも勘案しながら振り分けをしている、ご判断する、こういうことだったんですが、そののところ、一つはある規模要件なり、あるいは事業要件で一つ明示をする。しかし、外れた場合でも重要な環境影響が生じる場合には、例えばBに区分はされるけれどもA扱いにする。Aに準ずる扱いにする。そういう少し、救済というところであれですけれども、拡張可能な仕組みにしておいたうえで基準そのものは明確にするというのが一つアイデアとしてあるかと思います。今日の議論、今日問題提起された意味が、論点の一つがそういうことであれば、それはそれとして基準をどのような形で明確化、明文化するかというのは論点として十分あり得ると思うんです。

以上です。

村山委員長 一つの考え方ですが、委員会としては、カテゴリの分類について意見は述べたとしても、基本的には我々がそこまで踏み込むということにはならないというスタンスで、私自身はおります。つまり、現在であれば、審査部がカテゴリ分類をしたものの範囲で、それをどう扱うかというスタンスです。ですから、カテゴリBの中で、必要に応じて議論をするということになっていますので、カテゴリBの中で委員会として議論したほうがよいものがあれば、カテゴリBの分類の範囲で議論をするという理解です。これまでのお話の中で、

このカテゴリ分類について我々も一緒になって議論をしたほうが良いというご意見があるような気もしますが、そこまで踏み込むかどうか。そうすると、恐らくそれぞれの案件について相当我々は情報を得なければならない。しかも、先ほど柿岡さんからお話があったように、数百件レベルですので、相当な量のプロジェクトの案件について議論をしないとイケないということになると思います。

仮に分類されたものについて議論するかどうかということ判断するだけでも、先ほど佐藤委員からもお話があったように、リストを出していただくということはあるかもしれませんが、でも、そのリストを出すだけでも相当なものが出てくる気がするので、もし本気でやるならばある程度覚悟しないとイケないということになるわけですが、そのあたりについて、今日は意見交換ということですので、ぜひいろいろとご意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。

清水谷委員 私も今村山委員長がおっしゃられたのはもっともだと思っております。例えばB案件になっているものが年間数百件あるとしても、これが確実にBだというものと、それから審査部でいろいろ議論を重ねないとBというふうにはならなかったものという、幾つかレベルがあるかと思うんですけれども、その判定をするのに迷ったような案件というのは全体の何%ぐらいあるのでしょうか。

柿岡 定量的なデータはないかと思えます。必ずある時点でのある情報に基づいて何かに分類する作業はしておりますので、情報がくるまでカテゴリはホールドという形ではなく、その段階で確定は致します。ただし、調査が進んでいく段階でまた新たな情報があり、カテゴリ分類を変更しなければいけない段階ではまた改めて検討していくというプロセスがありますので、一度確定したから最後までそのとおりとなるとは限らないという前提で分類しているのが今の状況かと思えます。

岡山委員 多分前回の議論のときに書いたメモだと思うんです。カテゴリ分類の6ページの8番、22-8が、要はカテゴリ分類の分類根拠であるというふうにあって、そうすると、別紙の4を見ていくと、127ページ以降になるのですけれども、チェック項目が並んでいて、特に28、29あたりが重要なのかなと思われま。これは、要はプロジェクトのエントリーシートと考えたときに、これを参考にして分類される。この中で、例えば項目9とか、こういうものをエントリーがあったときに、プロジェクトは環境社会に望ましくない影響を及ぼす可能性がありますかといって、ノーと、全部ありませんというふうに入力される場合もあるのかなというふうに思ったり。実際にはこれをどのくらい使われて分類しているの

かということも、佐藤委員が言ったようにわからないので、例えばここにあるだけでもどんなふうに参考までに分類されているのかということがわかると、我々としても少しすっきりするかなというふうに思うんですが。

村山委員長 今のご発言は、今後の情報提供としてそういうものがあつたほうがいいのではないかということですか。

岡山委員 全部審査部がBにしたからBですと言われるのも、ちょっとそれは、もしかして漏れが出るんじゃないかということ。その漏れがもしかするとエントリーシートの中から出ているんじゃないかという気も、可能性もあるのではないかと思われたのと。それから、私は個人的なことをいえば、上のほうの6番とか7番には必要に応じてカテゴリ分類を見直すということもあり得るというふうにあるわけですから、そのエントリーの段階でカテゴリ分類は一旦したものの、途中でいろいろ詳細な情報があらわれたときには分類の見直しということも行うと書かれているわけですから、そういうことで、AだったものがBになったことは今までもありました。その逆ももしかしたらあるんじゃないかなというふうに思います。

村山委員長 AからB、あるいはBからAに変更された場合は、多分こちらで情報提供されているはずで、これまでも。

高橋委員 私からは、コメントというか感想に近いんですけども、今日のこのご提案の趣旨、背景は、恐らくこれまでカテゴリBになった案件でもいろいろ影響が大きいということで、この委員会で取り上げて扱う必要があるのではないかと、こういう案件が幾つかあつたというふうに私は理解をしています。先ほど来のお話のように、そのカテゴリのいわば分類の仕方を変えることによって、そういった問題がAになって、少なくなるのか。そういう案件が少なくなるのかどうかという点が一点。

それから、そうやってもなおBになって、それでもやはりいろいろ影響が大きいということで何らかの形でこの委員会で取り上げる、案件とする必要があるというような可能性が出てくる可能性もありますね。そういった場合にどのような扱いにするのかという、二つあると思いますが、いわば基準を、先ほどのお話のように、ご提案が幾つかあるように、基準をいわば引き上げるというのでしょうか、これまでAとBのグレーゾーン的なところをAにするということで、Bであつたものがこの委員会で取り上げるべきだというような話になるものがどれくらい解消されるのか。その辺も私も少し疑問で、単純に引き上げれば事が済むということでもないのではないかと。こんな感想です。

以上です。

長谷川委員 私も感想というか、必要な場合というふうなことでその次の対応が変わってくる状況で、BだったものをAにして、本来のAのやり方でやっていくという方法が一つあります、これはかなりすっきりしているんです。そうではなくて、あくまでもB案件なんだけれども、この部分だけに関しては委員会でちょっとやってみよう。そのやり方のほうが今明確でないのではないかという。先ほど次長がおっしゃったように、B案件はIEEレベルでやります。それから、A案件はEIAレベルでやります。それはそれで一つ整理できていると思うんです。ただし、IEEでやるんだけれども、やはり委員会で一回この部分だけはもんでみましょうというふうな、B案件のままでやるものもできたらあってもいいのかなという気もするんです。ですから、必要に応じての意味が、Aにランクアップさせるのか、あるいはBのままで一部だけをちょっと取り上げてやるのか、そのことも整理をしたほうがいい。そうすると、どちらでやるかという場合の基準とか、あるいは考え方、あるいは見せてもらう情報も大分変わってくる。その辺も考えることが必要かなと思います。

以上です。

平山委員 これは私だけかなり誤解をしている部分もあるのではないかという恐れも抱きながらの発言なのですけれども、満田委員がこの問題をこの場に出された本当の趣旨というのは、本来は社会配慮というのがJICAのガイドラインに則って厳しく審査される、アセスをすべき内容が今回は社会配慮になるのですけれども、そういう点があったときに、JICAが真正面から関与する前に相手国が実質的にアセスの手続を無視して突っ走ってやってしまったという状況ができてしまった、そのときにこのJICAの手続きとしてはどうするのかということが私は問われているのではないかというのが、二・三ヶ月前からずっとしております。それをBのままにとどめおくということは、相手国がやってしまったのだからできてしまったものは仕方がない、現状からして仕方がないではないか、だからその次の段階としてJICAはカテゴリBということで次に進むのであるという、こういう意思決定をしている。つまり、本来はアセスすべきところをしていないという事案についてこのガイドラインはどのような対応をするかという点、単純に考えると普通はアセスの対象事業についてアセスをせずに既成事実をつくってしまったという場合については、手続を踏まずに事業に踏み切ったということで、JICAは手を貸すべきではない、こういう結論になる可能性があるところを、一応カテゴリBということで手を貸そうとしている、これがけしからんということを満田委員は言おうとしておられるのではないかというのが私の一番大きな印象なのです。これは他の方の意見からも全然出てきていないので、多分私の間違いかもしれないのですけれども、

AかBかという今日の議題は、満田委員が本当におっしゃりたいのは、本来アセスをすべき、アセスの手續にかけるべきであったものをかけないで、既成事実がつくられた次にそのうえに位置づけられるプロジェクトについて、JICAが国際協力としてそのプロジェクトを認めるのか、受け入れるのかどうかという、そちらの問題なのではないか。AかBかではなくて、そんな感じが私はずっとしております。もしそれが外れていればそれで結構なのですが、そうでないとなれば、今日の問題の立て方そのものがちょっと違うのではないかという気がしております。

村山委員長 平山委員の今のご発言は、恐らく長谷川委員の先ほどの整理とかなりリンクをしていて、本来AのはずのものがBになっている。その辺、カテゴリについて変更すべきではないか、そういう論点があると思います。もう一つは、カテゴリBについて、今まで議論していなかったのは確かなので、カテゴリBとして委員会がどうかかわるかという話もう一つあるような気がします。今日は結論を出すつもりはないんですが、あくまで現時点なんですが、平山委員が指摘された点については、あくまで各委員からご発言あるいは問題提起があったときにその都度考える、そういう整理なのかなという気がしています。逆に言うと、すべてのB案件についてルールを決めてAかBかをこちらで考えるということは、多分ルール上も現実的にも恐らくほとんど無理かなという気がしています。これは先ほども申し上げましたが、Bを含めたすべてのプロジェクトについて、情報を我々が得て正しい判断ができるかどうか。ある意味私は、そこはもう割り切っていて、委員会としての責任はある程度限定的に考えたほうがいいのかという気がしています。恐らく、カテゴリ分類まで踏み込んでしまうと、我々の委員会の責任が今以上に大きくなって、仮に外部からこれが本当にBでいいのかと言われたときに、我々の委員会としてもその点について責任を持たざるを得なくなってくるというところがあるような気がします。現地調査も実施していない範囲で我々は助言を出していますので、そこはある程度割り切らないといけないかなという気はしますが、一方で委員から問題提起があればそれは真摯に議論するということはあってもよいような気がしています。そういう意味で、カテゴリ分類についてはあまり踏み込まないというのが私のスタンスですが、ただ、今までのようにカテゴリBについて全く扱わないというのもちょっと引き過ぎかなという気がしているので、一つの考え方としては、最初に佐藤委員からご提起いただいたように、何かリストのようなものが出てきて、それについて理由のようなものが付記されている、そういうものを出していただいて、個々に議論をするとすごく時間がかかってしまうんですが、その情報提供をいただいたうえで、各委員から事後的に

この案件についてももう少し情報提供が欲しいという点については、そのような機会を後日委員会の中で提供していただくというようなことがあってもいいのかなという気がします。それがどの程度の時間を必要とするのか、私も判断しかねているところがありますので、もう少し時間をかけて議論をしていきたいなというふうに思っています。

松下委員 私も基本的に今村山委員長が言われたことに賛成でして、ガイドラインの表現自体をここで議論することはなかなか難しい。権限として難しいと思う。カテゴリ分類は再度いろいろ議論があったので見直してみましたが、一応体系として過不足なく書かれていて、あとは実際の運用だと。運用でこの間問題になってきたことは、実際にカテゴリB案件のうち必要な案件について環境社会配慮、助言委員会で助言の対象とすることはできるということが規定されていて、それを實際上どういうふうに運用するか。これまではほとんどそういう案件が上がってこなかったんですが、満田委員の指摘によって1件上がってきた。今後同じようなことがあった場合にどうするかということで、一つは、個々の委員が何らかの情報を得て、その結果、B案件であるけれども、助言委員会で検討することがふさわしい、そういう問題提起があった場合に個々に検討するというのと、もう一つは、なかなか全案件について情報は入手できませんから、佐藤委員が指摘されたように、何らかの補足的情報をB案件についても提供していただく。そういうことぐらいでしょうか。ですから、基本的には村山委員長の提言に私としては賛成をしたいというふうに思っています。

作本副委員長 私も基本的に今の委員長の考え方と同じで、スクリーングの段階にこの委員会が入り込まないというのは決めておいたほうがいいと思うんです。ただ、それでもやはり、では我々が黙っていいのかということには決してならないかと思うんです。私自身、スクリーングの様式、ここについていますけれども、これを見て、直感的にこれがAであるか、Bであるか、わからないんです。それほどよくできているスクリーング様式であるんですが、スクリーング様式だけではわからない。カテゴリ分類は先ほど松下委員がおっしゃられたようによく整理されている。ただ、これを分類しようとするときに、やはり経験とか知識、そういうものがかなり影響するというよりも、個々人の考え方によってAになるのかBになるのか、わからないというのが私の感じなんです。そういう意味では、やはり審査部の責任は、カテゴリ分けはスクリーング段階であるということは前提にしつつも、どういう情報に基づいてカテゴリ分類を実際されているのか。スクリーング様式だけでは無理であると私は直感的に思っています。これでは足りないんじゃないか。それ以外にこれを補完している資料というのは何があるのか。あるいは単に審査部の方々の経験なのか、あるいは聞い

た関連の情報なのか、それによってAなのか、Bなのかということに分けているんだとすると、やはりそれは場合によってははっきりしないことになるリスクがあるんじゃないかなという気がしております。そここのところの道筋を、何と何の情報に基づいて、もう一つは佐藤さんがおっしゃるような、Aの場合は、Bの場合はということをもっと明確にしようという、両面からしっかりとせめていく、明らかにしていく必要があるんじゃないかと思いました。

以上です。

村山委員長 いかがでしょうか、他のご発言のない委員、もし何かご意見がありましたら、特によろしいでしょうか。

田中副委員長 今、席を外していて恐縮でした。従って、論点が前段のカテゴリ分類の扱いについての論点だと思うんですが、AとかBとかいう、ある種の仕分けの区分の基準、区分の基準、そういうものをより明確にして、ここにスクリーニングシートとありますが、それがもう少し、例えばもっと端的に言えば数値基準のようなものまでセットするのかどうか。そういう形で明確に、つまりAであるか、Bであるかという、ガイドラインを明確にする。そういう話は一つあるんだろうと思うんです。つまり、あまり恣意的に分類されないようにしていく。ある機械的に分類する。しかし、その場合に要点は機械的に分類された場合でもあってもB分類のものがA分類になり得るといって、そういうある種の緩和措置は置いておいたほうがいい、こういうのが論点。

それから、そういう基準を明確にするのではなくて、今のままで結構なんだけれども、運用の仕方として、JICAの審査部がそういう判断をしていく。そういう今までの運用のあり方について、もう少し違うアプローチ、例えば委員から指摘があったときに、B案件だけれども、説明を受ける。あるいは、B案件だけれども、重要だと考えられるときにはA案件相当の扱いをするという、運用の仕方を変えるという議論になる。そここのところを整理しておいたほうがいいんじゃないかと思えます。

以上です。

村山委員長 田中副委員長ご不在のときに私一応の整理をさせていただいたんですが、カテゴリの分類については、我々は踏み込まないほうがいいと思っています。これは時間的なこととともに、現地調査を実施していないという事情も含めて、そこまで責任を負うことは難しい。ある意味そこは割り切って、分類されたものについて議論したほうがいいというふうに私は考えております。そうしないと、外部からこの案件がカテゴリBでいいのかと言わ

れたときに、委員会としての責任を持つという可能性が出てくる気がします。ただ、今の形で、カテゴリBについて全くふれずに、この前満田委員が提起されたように事業が終わってしまってから問題提起を受けてしまうということではできるだけ避けたいというふうに思っていますので、そういう意味では何らかの形で、カテゴリBに分けられたものについても情報提供を受けたうえで委員から提起があった場合には議論する、そういう可能性を今後持つ必要があるんじゃないかという気がしています。

それから、分類については、これはある意味審査部、あるいはJICAのほうでお考えいただくことだというふうには思っているんですけども、日本のアセスのような形で明確な基準をつくるというよりは、世銀がやっているような今の形が、開発援助の世界では恐らく一つのパターンなのかという気がしています。

ただ、では、カテゴリBだとしても、我々がどうかかわるかというのはあまり明確になっていないという点は、田中副委員長が先ほどお話しになったとおりなので、仮に我々がかわるとした場合のフローを、整理していただくというのはあるのかなというふうに思っています。

満田委員 先ほど来私の名前が二・三上がっているのですごく気にしているんですが、私がミャンマーのティラワのインフラ開発について問題提起をさせていただいたことがこの議論の契機だったとすれば、ちょっとだけ修正をさせていただきます。ティラワについては問題が案件が終わった後に指摘したというものではなくて、これからの案件です。これからの案件で、あれが何が議論になったかという、事業の一体性、不可分性をどう見るかというのが議論になったと思います。先ほど来規模要件、ガイドラインはカテゴリ分類に関しては事業のセクターと規模と、それから事業地の特徴あたりを見るのが要素だと思うんですが、その規模要件については恐らくJICAさんは日本のアセスとか各国のアセスの規模の表を恐らくお持ちなんだと思うんです。私も10年ぐらい前にJBICの環境社会配慮審査室、内部ではそういうものを持って、規模については迷いはあまりないんです。日本とベトナムの合致が合っていれば厳しいほうにする、そんなに迷いはないんですが、迷うのは、やっぱり事業地の特性であったり、事業の不可分性とか、二次的影響とか、何かそういうところはもうどうしようもないというか。だから、そこは何か恐らく、ある一定の理屈を持って決めるしかないので、それは委員長が言われるようにある程度の情報がないと迷うところが多いと思うんです。これだけの人数の人間が迷っていてもしょうがないので、それは私もJICAさんに任せるしかないと思っています。ただ、失礼ながら、JICAさんを疑っているわけではない

んですが、人間なのでやはりカテゴリBにしたけれども実はAだった、外から指摘されることもあるので、あるいは現地の人たちから何かきたとか、そういうときにはぜひ報告もいただきたいですし、場合によってはカテゴリBであってもこの委員会で扱うということもあっていいんじゃないかと思います。ですから、結論としては、委員長と皆さんのおっしゃることに賛成です。

村山委員長 他の方はご意見ありますでしょうか。

長谷川委員 率直なところお聞きしたいんですが、先ほど来出ている26ページのスクリーニングの様式ですけれども、これはJICAさんが最初に分類するときどのくらい役立っているというか、どのくらい使われているか。あるいは、これではなくて、他に何かあって、そちらを利用されているとか、現状はどういうことなんですか。基準までは聞きませんが、どういふことでABCと、これとのかかわりでやられているのか。

升本 基本的には多分全案件チェックリストを上げていただいて、それを見て第1スクリーニングをしますが、記載されていないものもありますし、明らかに違うんじゃないかというものもありますので、そこら辺は当然調整をします。そして、項目2については特にそれだけでAというわけではなくて、恐らく開発については多少どれかはあてはまるんだろうなと思いつながら、どういふ影響が想定されているのかということを見ながら。特に見るというと、項目8は結構、項目7も一生懸命見るかもしれません。あとはその都度その都度ということだと思います。

村山委員長 大体よろしいでしょうか。今日はこの議題については第1回目の意見交換ということですので、あと何回行く必要があるのか。今日のご意見を踏まえて案ができるのか、わかりませんが、一度そのあたり事務局とご相談をさせていただいて詰めたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、そのような形で進めさせていただきます。

その他、何か委員の方からありますでしょうか。

ないようでしたら、次回のスケジュールの確認をお願いいたします。

柿岡 次回9月6日金曜日2時半からとなります。よろしくお願いいたします。

村山委員長 この日私、学界の関係で出られない可能性があるのですが、副委員長にお願いする可能性があります。調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、他にないようでしたら、今日の会合はこれで終わらせていただきます。

午後4時37分閉会